

生徒心得

この心得は、本校生徒として意義ある学校生活を送り、将来良識ある社会人となるために必要な基本的事項を規定したものである。

<校内生活>

1 登校・下校・欠席・遅刻・早退

- (1) 学校は集団生活の場である。時間を守り、常に勤勉でけじめのある生活態度で望む。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、必ず始業前にクラス担任に連絡する。
- (3) 遅刻・中座した場合は、職員室で入室許可書をもらい、教科担任または担任に提出する。
- (4) 早退または外出するときは、担任に届け出て許可を受ける。
- (5) 終業後は速やかに下校する。

2 校内規律

- (1) 常に礼儀正しく、挨拶を欠かさない。
- (2) 学校には、学習に必要なものは持ち込まない。
- (3) 生徒間の金銭の貸借は行わない。また物品の売買や寄付行為等は厳禁する。
- (4) 校内での文書配布・ポスター等の掲示は、事前に学校に届け出て許可を受ける。

3 校舎及び施設、設備の利用

- (1) 教室及びその他の場所、校具、備品を利用するときは、事前に関係の先生の許可を受ける。
- (2) 校舎及び校内の施設・設備は大切に扱う。万一破損した場合は、速やかに学校に届け出る。
- (3) 火気を使用する場合は、関係の先生に届け出て、許可を受ける。ストーブの操作は先生にしてもらうこと。

<校外生活>

1 身分証明書は、必ず携帯する。

2 夜間の外出は、午後10時までとする（特別な理由がある場合は午後10時30分までとする）。

3 外泊は極力さける。やむを得ない外泊の時は双方の親の許可を得て、届出を行うこと。

4 宿泊を伴う旅行、帰省、町外外出、アルバイト（21時まで）、各種行事等の参加は事前に学校・産学に届け出ること。

5 サイクリング、キャンプ、登山等危険の伴う旅行に関しては、学校・産学に願いを提出し、保護者又は保護者の承認を得た大人の同伴を原則とする。その他の場合は、申請者からの内容をもとに学校と産学の協議により可否を決定する。

6 次に挙げる事項は禁止する。

- (1) 喫煙、飲酒、賭博、有機溶剤の吸引及び禁止されている薬物等の使用、家族以外が運転する車への同乗、ヒッチハイク、深夜徘徊。
- (2) 法令、または青少年保護条令で禁止する店への出入り。

<そ の 他>

- 1 車両の免許取得や通学等については別に規程を定める。
- 2 服装については別に規程を定める。

【服装、頭髪に関する規程】

- 1 普段の服装は、制服またはジャージとする。
- 2 制服は、儀式、行事及び必要と認められる場合着用する。
- 3 制服は、別紙「制服に関わる規程」を基準とする。
- 4 ア ジャージ着用を原則とし、ジーパン等運動に適さないものは認めない。
イ 夏季は半袖Tシャツの着用を認めるが、ノースリーブ・タンクトップ等の露出の多い服装は認めない。
- 5 履物
ア 上靴 運動靴とする。
イ 靴 革靴または運動靴とするが、サンダル等の使用は認めない。
※男女とも靴下を必ず着用する。
- 6 外套類は派手にならないようにする。
- 7 指輪・ピアス・ブレスレット・ネックレス・マニキュア等不要な装飾品は学校に持ち込まない。
- 8 頭 髪
ア 髪型は学生にふさわしく清潔なものにすること（脱色、染色、パーマ等は認めない）。
イ 長すぎず、前髪は目が隠れない程度とする。

【制服にかかわる規定】

<夏 服>

- 男 子 指定ポロシャツ（水色）、Yシャツ、スラックス。
女 子 指定ポロシャツ（水色）、ブラウス（半袖可）、スカート。
※男女とも必要に応じてブレザー、ニットベスト、セーター、カーディガンの着用を認める。（但し、色は冬服時と同様とする。）

<冬 服>

- 男 子 ブレザー、Yシャツ、ネクタイ、スラックス。
女 子 ブレザー、ブラウス、リボン、スカート。
※防寒のため、ニットベスト・カーディガンの着用を認めるが、無地で色は「黒・紺・白・グレー」限定とする。
※女子ストッキングは、黒、紺、肌色で無地とする。

<通 年>

- ・制服は、すべて標準のものを着用し、購入後に手を加えてはならない。これに反する事実が発覚

した場合、再度購入しなければならない（身体的理由等により、事前に職員会議の審議を受け、校長が認めた場合はこの限りではない）。

- ・ワイシャツはすべてのボタンを掛け、胸元を開けない。但し、ポロシャツ着用時はこの限りではない。
- ・ネクタイ、リボンが首元まで絞め、だらしなくならないように着用すること。
- ・男子は必ずベルト（黒、茶、無地で華美でないもの）を着用すること。
- ・女子は黒、紺、ワンポイントのハイソックスを着用すること。
- ・女子のスカート丈は、膝関節中央部の長さとする。

【交通安全規定】

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規程は、本校生徒が交通安全の習慣を身につけ、事故防止を期するため定める。
- 第 2 条 本校生徒は、厳正な遵法精神を身につけ、自他ともに生命を守るための万全の配慮をしなければならない。
- 第 3 条 車両を使用する者は、常に車両の点検・整備につとめ、不測の事故を招かないように心がけなければならない。
- 第 4 条 交通事故にあった場合は、すみやかに学校・警察に連絡しなければならない。

第 2 章 運 転 者

- 第 5 条 運転免許所有者は、運転者カードに所定の事項を記入し、学校に提出しなければならない。
- 2 年度途中に運転免許を取得した場合は、すみやかに学校に届け出、運転者カードを提出しなければならない。
- 第 6 条 運転者は、車両運転において次の事項を守らなければならない。
- 1 交通法規及び交通道德を遵守し、交通安全に心がける。
 - 2 無謀運転（飲酒運転・過労運転・速度違反・無理な追越し等）をしない。
 - 3 遊びの目的の運転はしない。また、家人以外は同乗させない。
 - 4 暴走行為は禁止する。
 - 5 暴走族グループに入らない。
 - 6 走行中暴走族等から妨害された場合は、警察・学校に連絡する。
- 第 7 条 無免許運転は禁止する。
- 第 8 条 免許取得については、必要と認められた場合、学校が許可する。
1. 職場で運転免許を必要とし、職場長の要請があるとき。
 2. 公的交通機関を利用することができない生徒が、通学のために運転免許を必要とする場合。（高校から 3km 以上）
 3. 卒業学年の生徒は、進路が決定している場合に限り、保護者の責任において届け出後、冬季休業中より四輪運転免許を取得することができる。
但し、学業・就業に対して、支障をきたさないこととする。

第 9 条 免許取得後について、次の事項を守らなければならない。

1. 運転免許を取得した者は、免許取得後ただちに担任へ連絡する。
2. 第 8 条 1、2 項に該当しない生徒は、在学中、安全を考慮し運転を禁止する。尚、運転免許証は、卒業時まで保護者の責任において管理する。
3. 考査前 1 週間における、免許取得に関する欠席は認めない。

第 3 章 歩行者及び自転車

第 10 条 歩行者は次の事項を守り、事故に会わないように心がけなければならない。

1. 歩行者は必ず歩道を歩き、歩道のない場合は右側通行を励行する。
2. 斜め横断及び路上での横隊歩行はしない。
3. 道路を横断する場合は、横断歩道を歩行し、左右確認等安全を確かめ歩行する。
4. 夜間歩行する場合は、反射材などで自分の位置を車に知らせ、安全の配慮に心がける。
5. ヒッチハイク等トラブルの原因となる行為を禁止する。

第 11 条 自転車を利用する場合は次の事項を守り、事故に会わないよう心がけなければならない。

1. 交通の激しい所では、歩行者に迷惑をかけないようにして歩道を利用する。
2. 自転車の二人乗りは禁止する。
3. 夜間自転車を利用する場合は、前照燈・反射材を使用する。
4. 無謀運転をしない。

第 4 章 通 学

第 12 条 生徒は所定の通学路を守らなければならない。

第 13 条 家人（成人者）以外の運転による送迎は禁止する。

- 2 送迎の場合は、申し出を必要とする。

第 5 章 車両通学

第 14 条 車両による通学を希望する者は、定められた期間に願書をもって H R 担任に提出し、学校の審査を受けなければならない。

- 2 審査を受けて許可された者は、宣誓書を提出し車両通学許可証の交付を受けた後、車両通学を認める。

第 15 条 自動車・自動二輪車・原付自転車の許可基準は、次のとおりとする。遠隔地より通学し、公共の交通機関のない者。

第 16 条 自転車通学の許可基準は、次のとおりとする。

1. 学校が使用車両の安全点検を行い、安全性を認められた車両を使用する。
2. 安全点検は前照燈・尾燈・ハンドル・ブレーキ、その他必要と認められた箇所について行う。

第 17 条 車両通学を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

1. 所定の通学路を守ること。
2. 通学路における車両への他人の同乗は禁止する。
3. 駐車は指定区域に限定する。
4. 車両の盗難・破損等については、学校は一切の責任を負わない。
5. 車両通学許可証は常に携行する。
6. 登校後、許可を受けない車両の運転を禁止する。
7. その他、学校の規則に従わなければならない。
8. 以上の項目及び第2章の条項に違反した場合は通学許可を取り消す場合がある。